

---

---

## 市民後見人講演会の開催について

---

---

三次市では、認知症高齢者や知的・精神障害者等の方の権利や財産保護を支援する成年後見制度の必要性が高まる中、新たな後見の担い手として期待される「市民後見人」の養成講座を実施しています。

成年後見制度と市民後見人の意義について、広く理解していただくため、かさおか権利擁護センター社会福祉士 生宗 悟さんによる講演会を開催します。

講演会終了後、9月1日開講の市民後見人養成講座の事前説明会を実施します。

- 1 日時 平成30年8月11日（祝・土）13時30分から
- 2 場所 十日市コミュニティセンター 1Fホール  
三次市十日市南一丁目2番18号
- 3 内容 成年後見制度における市民後見人の意義と実際
- 4 講師 かさおか権利擁護センター  
社会福祉士 いきむね さとる 生宗 悟 氏

---

本件に関するお問い合わせ先

---



三次市福祉保健部高齢者福祉課高齢者福祉係（担当／稲倉）  
電話番号：0824-62-6145 FAX番号：0824-62-6285  
E-mail：koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp  
〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

平成30年度

三次市市民後見人養成事業 受託事業

# 【市民後見人講演会】

講演

「成年後見制度における市民後見人の意義と実際」

かさおか権利擁護センター

社会福祉士 **いきむね さとる**  
**生宗 悟** 氏

【プロフィール】

平成20年9月 笠岡市社会福祉協議会 入職  
笠岡市地域包括支援センターへ配属  
(主に高齢者虐待の対応、成年後見の相談等、  
権利擁護に係る業務に従事)  
平成23年4月 かさおか権利擁護センター開設に伴い、  
同センターへ配属

全国の自治体が中心となって展開する市民後見人育成事業は、地域の社会福祉の充実と人材育成に寄与する目的のため、社会から期待されています。

三次市でも、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らす事ができる地域社会の実現をめざしています。そのため判断能力が十分でない方の生活を市民の立場で支援し、社会貢献として成年後見活動を行っていく「市民後見人」の候補者の養成に取り組んでいます。ぜひご参加ください。



日程

平成30年**8**月**11**日(土)

13:30~15:00 (開場13:00)

会場

十日市コミュニティセンター (1F ホール)

参加対象

成年後見制度、権利擁護、市民後見人に関心のある方

(手話通訳・要約筆記ご希望の方は事前にご予約ください。)

主催 三次市社会福祉協議会

〒728-0013 三次市十日市東 3-14-1 市福祉保健センター内  
TEL: (0824) 63-8975 FAX: (0824) 62-6827  
E-mail: mycity3@ca.wakwak.com

共催 三次市権利擁護ネットワーク

**参加費無料**

「市民後見人養成講座」のご案内は、裏面をご覧ください。

※お車でご来場の方は、駐車券を受付までお出しください。(駐車料金 無料)

認知症や知的障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」

社会貢献への意欲と熱意のある市民の方を募集します。

# 平成30年度 三次市市民後見人養成講座

平成30年度 三次市市民後見人養成講座カリキュラム

日程	時間	時間数	テーマ	講師	会場
9/1 (土)	10:00 ～10:30		開講式	三次市社会福祉協議会	市福祉保健 センター 4階 研修室
	10:30 ～12:00	1.5	市民後見概論	弁護士	
	13:00 ～14:30	1.5	成年後見制度の基礎	弁護士	
9/29 (土)	14:40 ～16:10	1.5	民法の基礎	弁護士	
	10:30 ～12:00	1.5	対人援助の基礎	社会福祉士	
10/13 (土)	13:00 ～15:00	2	障がいの理解 (身体・精神・知的・発達障がい)	精神保健福祉士	
	15:10 ～16:10	1	認知症の理解	医師	
10/27 (土)	10:00 ～11:00	1	高齢者の支援と施策	三次市	
	11:10 ～12:10	1	障害者の支援と施策	三次市	
	13:00 ～14:00	1	後見関連制度と法律 (税務申告)	税理士	
	14:10 ～15:10	1	後見関連制度と法律 (介護保険制度)	三次市社会福祉協議会	
11/7 (水)	15:10 ～15:40	0.5	地域福祉・権利擁護	三次市社会福祉協議会	
	10:00 ～11:00	1	後見関連制度と法律 (保険・年金制度)	1級FP技能士	
	11:00 ～12:00	1	後見関連制度と法律 (生活保護制度)	1級FP技能士	
	13:00 ～15:00	2	後見活動の実際と後見人の義務	司法書士	
	15:00 ～15:30	0.5	施設実習についての留意点	三次市社会福祉協議会	
11月		1.5	関係機関等との連携	家庭裁判所調査官	
施設実習(3施設/1施設2時間)				認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者施設	
12/1 (土)	10:00 ～12:00	2	法定後見の実務	司法書士	
	13:00 ～16:00	3	事例検討(演習Ⅰ・グループワーク)	弁護士・司法書士・社会福祉士	
12/8 (土)	10:30 ～12:00	1.5	事例検討(演習Ⅱ・グループワーク)	弁護士・司法書士・社会福祉士	
	13:00 ～16:00	3	事例検討(演習Ⅲ・グループワーク)	弁護士・司法書士・社会福祉士	
12/15 (土)	16:00 ～16:30		閉講式	三次市社会福祉協議会	

## 【受講対象者】

- ① 満年齢 20 歳以上の人
- ② 三次市内に在住又は勤務している人
- ③ 全てのカリキュラムに参加できる人
- ④ 成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意がある人
- ⑤ 社会貢献活動として成年後見業務に従事できる人
- ⑥ 講座修了後、三次市社会福祉協議会の支援員として活動できる人
- ⑦ 講座修了後 1 年以内に、「市民後見人バンク」に登録できる人

【受講料】 無 料

【定員】 20 名程度

【申込方法】



- ① 市民後見人養成講座の受講を申し込むためには、事前説明会に参加していただく必要があります。
- ② 市民後見人養成講座の募集要項、申込書は事前説明会当日に配布します。
- ③ 住所、氏名、年齢、電話(連絡先)参加希望日をご記入の上、FAX もしくは郵送にてお申し込みください。電話、メールでも受け付けます。

【申込締切日】

平成 30 年 8 月 30 日(木)

【事前説明会日程】(各回とも同じ内容です。都合の良い日を選んでください)

◆第1回 平成30年8月11日(土) 15:10～15:40 十日市コミュニティセンター

(市民後見人啓発講演会終了後です。)

◆第2回 平成30年8月24日(金) 19:00～19:30 市福祉保健センター4階 研修室

【申込み・お問合せ先】

〒728-0013 三次市十日市東三丁目14番1号 三次市社会福祉協議会 市福祉保健センター内  
電話 (0824) 63-8975 FAX (0824) 62-6827 メール: mycity3@ca.wakwak.com